

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(遠藤則政君) では、改めまして、皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、本日の総会は委員総数10名中、1番の渡辺高一君より欠席届が出ておりますが、出席者が過半数に達しておりますので、富岡町農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立していることを報告いたします。

それでは、ただいまから令和2年第5回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(遠藤則政君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(遠藤則政君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付した資料のとおりであります。

---

○会議録署名委員の指名

○議長(遠藤則政君) 早速ですが、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第13条の規定により、議長において

4番 佐藤 忠 君

5番 笹山 光政 君

の2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長(遠藤則政君) 続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤則政君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長(遠藤則政君) 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（遠藤則政君） それでは、早速議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長より朗読と別紙1についての農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。  
事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員は5番、笹山光政君でありましたが、調査日の都合が悪かったため、代理で調査を行った6番、小坂竜也君の説明を求めます。

6番、小坂竜也君。

○6番（小坂竜也君） その他資料1の裏面に記載される人員6名で現地調査を行いました。内容については、事務局のほうから説明がありましたので、私のほうからは現況写真と位置図に相違ないことを目視で確認できたことをお伝えしたいと思います。皆様の審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ありませんか。

○議長（遠藤則政君） ご質問等ありますか。

8番、渡辺さん。

○8番（渡辺康男君） 自宅の建築で969平米と非常に大きい面積で、この8ページを見ると事務所兼住宅はそんなに大きくないのですよね。資材置場と駐車場が非常に大きいので。これは問題ないのかどうか。969平米を転用するということは問題ないのかどうか、事務局にお尋ねしたい。

○議長（遠藤則政君） 畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 大きい面積に対してというところ、確かにこの配置図を見ると、そうかなというところも私も感じるころはございます。一度、一番最初に許可申請を皆さん、農業委員会の中で審査したときと同じところというふうに私は認識しておりまして、そのときは平成31年1月15日に許可になっているのですけれども、そのときと同じところの面積というところで事務局としては受けたところもございます。それで、ここについては皆さん、農業委員の各皆さんの意見もいただきたいというふうに思っております。

なお、補足というか、余談になりますけれども、第3種農地で原則許可はできる農地だということろだけをご確認いただきます。

以上です。

○議長（遠藤則政君） 小坂君。

○6番（小坂竜也君） 今渡辺委員がおっしゃっていたように、面積に対しての建物が前回の申請よ

り小さくなっている覚えがあるのです。なので、それをそのまま継続して、建物が小さくなっていて同じ面積で許可を出せるのかということと、1点、私自宅建築した際に500平米以下というのをいろいろ農業委員会で言われたもので、私もちょっと広い面積で、住宅と事業規模が小さくなっているなというのはちょっと腑に落ちない点ではあるのですけれども、その辺どうなのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○8番（渡邊康男君） 今小坂委員言われたように、住宅建築の転用は500平米以下というふうに私も記憶しているのですが、駐車場と資材置場でこれだけの面積を取っているということについては、いささか疑問があるというふうに思わざるを得ないということですが、その辺いかがですか、事務局。

○議長（遠藤則政君） 事務局、畠山君。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） すみません。ちょっと私も確認不足で、500平米以下というところを見落としておりました。申請者とちょっと話をしてみたいと思います。

○議長（遠藤則政君） 渡邊君。

○8番（渡邊康男君） この案件については、保留にした上で、次回まで調査をして、本人の聞き取りなり、あるいは法に照らした中での、判断をしたほうがいいのではないかなというふうに思うのです。次回への保留案件ということでいかがでしょう、会長。

○議長（遠藤則政君）

今の案件で、事務局のほうでも今検討した結果、500平米という数字に抵触するのでは、地主さんのほうと協議します。○○○君の場合は建具屋さんだから、前回の申請上、作業場ということもあったものだから、この面積になったと思うのですけれども、その辺も含めて次回にしたいと思います。ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これは採決というか、これは次回に案件に送るということで、採決してもしようがないでしょうから、そういう形でお願いします。

次に、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長より朗読と別紙1についての農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である3番、原田八十治君の説明を求めます。

3番、原田八十治君。

○3番（原田八十治君） 先ほど4条案件で小坂委員と同じ日に調査をいたしましたので、重複しますので、説明のほうも現地調査員も同じことです。今事務局長の説明があったところでございます。皆さんのお手元にも顛末書が届いていると思います。これは、今事務局長が述べたとおりです。現地調査を行ったときに、畑か宅地か区分が分からない状態で、畑も砂利敷いてあったので。弁護士は成年後見人ということで、現状判断ができない状態であるということで、奥さんのほうが分からずにやってしまったということで、悪意はないと私たちも判断をしました。皆さんのご審議いただきたい。以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第16号別紙1を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局長より朗読と別紙1についての農地法に基づく検討事項についての説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（遠藤則政君） 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

こちらについても現地調査員は5番、笹山光政君でありましたが、調査日の都合が悪かったため、代理で調査を行った6番、小坂竜也君の説明を求めます。

6番、小坂竜也君。

○6番（小坂竜也君） 事務局のほうから説明あったとおりののですが、私のほうでは現況写真と、現況と申請書の写真が相違ないというのを、現状その状態だということは確認いたしました。気になった点として、周辺農地に影響のある污水处理について、当日の資料では合併浄化槽としか記載がなかったもので、大きな施設で県案件なものなので、どの程度の合併浄化槽で、污水計画はどうなったのかと質問したところ、土地改良区さんのほうに申請していますということだったので、今回残念ながら資料のほうに污水排水処理について何も申出が添付されていなかったの、そ

の点をご留意いただいて審議していただければと思います。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の皆様からご質問等ございませんか。  
事務局。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） すみません。資料追加せずに申し訳ございませんでした。

現地調査の日にあったご指摘について事務局で確認を取りました。まず、汚水処理については、合併浄化槽125人槽のものというところを確認しております。

それから、防火施設、防火用水につきましては、町の生活環境課のほうに確認をしまして、町の防火水槽の利用が可能だということを確認してございます。

以上です。

○議長（遠藤則政君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤則政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第17号別紙1を採決いたします。

本案を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤則政君） 全員挙手であります。

したがって、本案は許可することに決しました。

---

○その他

○議長（遠藤則政君） 次に、日程第4、その他に入ります。

①、法務局照会の回答について、事務局の説明を求めます。

畠山次長。

〔事務局次長兼農地調整係長説明〕

○議長（遠藤則政君） これに関しては、この資料に、照会への回答についての報告書というか、こういう形でとじたいと思いますので、それをお願いします。

これに関して何か質問ありませんか。

6番。

○6番（小坂竜也君） 勉強のためにちょっとお聞きしたいのですけれども、例えば耕作できなくて自然に荒れてしまって、雑木が生えていて、荒れて荒廃したものと、この写真だと、人工林ですよ。

その時点では人工林を植えたということになるのですね、農地に。その場合、人工林を意図的に植えたものが30年経過したものと、耕作できずに30年放棄されたものと同じ、転用は同じ扱いで進んでいくのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（遠藤則政君） 同じ扱いで大丈夫なのかということだね。だそうですが、どうですか。

畠山次長。

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） 植林というか、人工林を植えるときに農地転用の申請をちゃんとしなければならぬというふうに、規定上はそうだと思います。

一方で、原野化していて、山林化、耕作ができずに原野化していくものについては、農業委員会として非農地判断をすることで農地から外すという表現は適切かどうかというところはあるけれども、そういったことも可能かと思えます。あとは、個別に、その都度、その都度、見ながら処理をしていくということになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（遠藤則政君） ほかになければ、①を終了したいと思います。

次に、②、その他ですが、農業委員及び推進委員の皆様から何かご質問等ございますか。

8番 渡辺 君。

○8番（渡辺康男君） 先月と先々月、例の下限面積の引下げの、その他で出たわけですが、新規就農者の促進を図るためにも、決めてもいいのかなというふうに私は思うのです。前回の30アール、10アール、空き家、住宅介在の1アール。今後のために、そんなふうに思いますので、提案をしたいと思います。

それと、2点目なのですが、農業委員会として、今町の広報に農業復興の部分のページを割いて毎月出されていますけれども、やはり年2回ぐらい農業委員会だよりのなものも、事務局大変だと思うのですが。近隣町村の会長とちょっと会ったのですが、農業委員会だよりを復活するらしいです。そんなことで富岡としても、検討されたほうがいいのかというふうに思ったものですから、提案を会長に申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤則政君） 今の渡辺さんの件は、取得の最低限のやつをお盆までというのを来月あたり決めたほうが推進を図るためにもいいのではないかとということと広報紙だね、

○事務局次長兼農地調整係長（畠山信也君） はい。

○議長（遠藤則政君） このコロナで職員も半減しているようですから、その辺大変でしょうから、その辺も勘案して、この辺やってください。

あとほかになければ。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

ほかになければ。

〔「なし」と言う人あり〕

---

○閉会の宣告

○議長（遠藤則政君） 以上をもちまして令和2年第5回総会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。